

令和7年第6回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和7年6月19日（木）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第36号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第37号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第38号 武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第39号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 その他

議案第 36 号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和 7 年 6 月 19 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第 37 号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 7 年 6 月 19 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

小中一貫校大南学園第四中学校の学校運営協議会委員について、委員の解任をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解任)

- 1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員
- 2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
佐藤 郁子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 1 号該当)

※敬称略

議案第 38 号

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 7 年 6 月 19 日

武蔵村山市教育委員会
教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市学校給食運営委員会委員の退任に伴い、新たに委員を委嘱する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市学校給食運営委員会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
神長 純代	武蔵村山市学園	小学校の保護者の代表 (武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条第1項第3号該当)
桐山 孝志	武蔵村山市岸	中学校の保護者の代表 (武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条第1項第4号該当)
伊藤 皓子	立川市柴崎町	武蔵村山市を管轄する保健所の職員 (武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条第1項第7号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市学校給食運営委員会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和7年6月1日

3 任 期 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
山崎 敏夫	武蔵村山市学園	小学校の保護者の代表 (武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条第1項第3号該当)
水谷 康代	武蔵村山市大南	中学校の保護者の代表 (武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条第1項第4号該当)
鎌田 智之	立川市柴崎町	武蔵村山市を管轄する保健所の職員 (武蔵村山市学校給食運営委員会規則第3条第1項第7号該当)

※敬称略、順不同

議案第 39 号

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する
規則について

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 19 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

子の看護休暇の対象となる子の範囲等について規定を整備する必要がある
ので、本案を提出します。

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する

規則

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則（令和２年武蔵村山市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１３号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「養育する子」を「その養育する９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則 令和２年３月31日教委規則第９号 第１条から第13条まで 略 （特別休暇） 第14条 略 (1)から(12)まで 略 (13) <u>９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある</u>子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の<u>看護等</u>をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 ５日（<u>その養育する９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子</u>が複数の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 (14)から(21)まで 略 2 略 第15条から第33条まで 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則 令和２年３月31日教委規則第９号 第１条から第13条まで 略 （特別休暇） 第14条 略 (1)から(12)まで 略 (13) <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の<u>看護</u>をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 ５日（<u>養育する子</u>が複数の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 (14)から(21)まで 略 2 略 第15条から第33条まで 略